

## 令和8年度 SAGA PAPA 育休アシスト奨励金広報業務委託仕様書

### 第1 委託業務名

令和8年度 SAGA PAPA 育休アシスト奨励金広報業務

### 第2 業務の目的

県では、共家事・共育児を推進しており、男性労働者の育児休業の取得があたりまえのこととなるよう、県内企業に対する意識啓発に取り組んでいる。

本業務は、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場づくりを後押しすることを目的とする「SAGA PAPA 育休アシスト奨励金制度」について、県内企業へ広く情報を届け、申請につなげることにより、県内における男性の育児休業取得促進を図ることを目的とする。

### 第3 業務契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 第4 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

### 第5 委託業務内容

SAGA PAPA 育休アシスト奨励金の申請件数増へとつながるよう、県内企業（事業所）に対する効果的な広報を企画し、実施すること。

本業務において、次の業務を実施することとし、業務の目的を達成するために効果的な内容を提案すること。

- (1) キービジュアルの作成
- (2) チラシ及びポスターの作成
- (3) 男性の育児休業取得を推進する企業の経営者等や育児休業を取得した男性労働者への取材及び記事作成  
(取材件数：10件程度。取材先は県と協議の上、決定。)  
[取材内容]
  - ・企業視点からの男性の育児休業を取得するメリット
  - ・育児休業取得者の声
- (4) 佐賀県男女参画・女性の活躍推進課 SNS (Instagram, Facebook) を活用した広報に係る掲載する画像・文章の作成 (20本) ※SNS アカウント管理は佐賀県が行う。  
[発信する内容]
  - ・制度紹介
  - ・(3) における既給付の企業への取材に基づく内容
  - ・このほか、申請につながるとされる情報発信
- (5) 上記のほか、県内企業に届けることに効果的な広報媒体を活用し、県内企業による申請や男性育休取得促進に寄与する広報を企画、実施すること。

## 第6 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書及び成果物を佐賀県に提出し、検査を受けなければならない。

## 第7 委託上限額

4,953千円（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。

## 第8 代金の支払い方法

完了払とする。

## 第9 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業に関して、県民・関係者に対し不必要な誤解や偏った認識を与えることのないよう十分配慮しつつ、事業の企画・実施にあたっては、多角的かつ均衡の取れた視点をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこと。

## 第10 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県に報告する。
- (3) 受託者が本業務委託により生じた制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを佐賀県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (7) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (8) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合と佐賀県が判断した場合には、佐賀県の指示を受けながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県の協議によることとする。
- (9) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要と

されるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

- ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
- イ 受託業務目的以外の利用の禁止
- ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
- エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(11) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護法」を遵守すること。